



# 埼玉県報

第75号  
令和2年(2020年)  
1月28日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（教職員課）
- 農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

### 告示

- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 県道朝霞蕨線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道本田小川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 庄和浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 行田浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 新三郷浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 大久保浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）
- 行田浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）
- 新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）
- 水総合管理システム運用保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設で使用する電気に関する落札者等の公示（下水道事業課）

## 規 則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第二号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「埼玉県条例第三十三号」の下に「。以下「給与条例」という。」を、「額が給料月額」の下に「給与条例別表第一の備考2又は別表第二の備考2の規定を適用しない額をいう。以下同じ。」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第三号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第二十号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用学校職員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常勤の講師の報酬)

第二条 条例第二条第一号から第三号までに規定する会計年度任用学校職員については、別表第一の報酬基準額表を適用する。

2 条例第三条第四項の月額報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、次の各号に掲げる非常勤の講師の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 次号に掲げる者以外の者 勤務一月につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）に、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号。次項及び次条第一項において「勤務時間規則」という。）第二十条の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間（以下この条、第五条第一項及び第十一条第二項において「一週間当たりの勤務時間」という。）に別表第二に定める調整率（以下この条において「調整率」という。）を乗じて得た数を乗じて得た額に、四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 小学校、中学校（県立の中学校を除く。）及び義務教育学校の非常勤の講師並びに高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている者に限る。） 勤務一月につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）に、一週間当たりの勤務時間に調整率を乗じて得た数を乗じて得た額に、三十五を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 条例第三条第五項の日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）に、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の一日当たりの勤務時間（第六項及び第五条第二項において「一日当たりの勤務時間」という。）に調整率を乗じて得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前二項の報酬の基準額は、別表第一に定める報酬基準額に別表第三に定める報酬の調整額を加えて得た額とする。

5 条例第三条第三項のその基本額は、第二項及び第三項中「報酬の基準額」とあるのを「別表第一に定める報酬基準額」として、これらの規定を適用して算出した額とする。

6 条例第三条第四項及び第五項に規定する勤務時間は、同条第四項に規定するものにあつては一週間当たりの勤務時間に、同条第五項に規定するものにあつては一日当たりの勤務時間にそれぞれ調整率を乗じて得たものとする。

（時間外勤務手当に相当する報酬）

第三条 会計年度任用学校職員が、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の勤務時間（以下この条及び次条第一項において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時

間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（教育委員会が定める時間を除く。）との合計が一月について六十時間を超えた場合には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

（日直手当及び宿直手当に相当する報酬）

第四条 日直又は宿直勤務のため、正規の勤務時間外又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十条第一項に規定する休日における正規の勤務時間中若しくは同条例第十一条第一項に規定する代休として指定された正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた会計年度任用学校職員に対しては、前条の規定にかかわらず、日直手当及び宿直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）第十二条第二項に定める額とする。

（勤務一時間当たりの報酬の額の算出）

第五条 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつては、その者の報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。次項、第八条及び第十一条において「基本報酬」という。）の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会が定める時間を減じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とする。

2 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつては、その者の基本報酬の日額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とする。

（条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者）

第六条 条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 任期が六月未満の者（次項の規定により任期が六月以上の者とみなされる者を除く。）
- 二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定に該当して休職にされている者
- 三 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされている者
- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第七条第一項に規定する職員である者を除く。）
- 五 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が別に定める者
- 2 任期が六月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものは、任期が六月以上の者とみなす。
  - 一 同一の会計年度内において会計年度任用職員（条例又は会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）の適用を受ける者に限る。次項及び次条第一項において同じ。）として在職し、又は任用されることが見込まれる期間（当該期末手当の基準日（条例第三条第八項においてその例によることとされる常勤の学校職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第八条までにおいて同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）
  - 二 職員から引き続き会計年度任用学校職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用学校職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）
- 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。
  - 一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員
  - 二 学校職員給与条例の適用を受ける職員
  - 三 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の適用を受ける職員
  - 四 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の適用を受ける職員
  - 五 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の適用を受ける職員
  - 六 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員
  - 七 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）

の適用を受ける職員

八 技能職員の給与等に関する訓令（平成十二年警察本部訓令第十一号）の適用を受ける職員

九 特別職の職員（地方公務員法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））

（期末手当の在職期間の特例）

第七条 会計年度任用学校職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職した前条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用学校職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

（期末手当基礎額）

第八条 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たりの平均額とする。

（特別の事情がある者の期末手当）

第九条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、教育委員会が別に定める。

（外国語指導助手の報酬等）

第十条 条例第二条第四号に規定する会計年度任用学校職員は、教育委員会が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する外国語指導助手とする。

2 前項に規定する会計年度任用学校職員には、次の報酬額表を適用する。

号給	報酬月額
	円
1	280,000
2	300,000
3	325,000
4	330,000

3 第一項に規定する会計年度任用学校職員の号給は、その者が同種の職務に在職した年数等に応じて、教育委員会が別に定めるところにより決定する。

4 第一項に規定する会計年度任用学校職員に対しては、期末手当は支給しない。

5 第一項に規定する会計年度任用学校職員の時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬の支給並びに報酬の減額については、第三条、第四条及び次条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(報酬の減額)

第十一条 会計年度任用学校職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、次項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の基本報酬の全額とする。

2 前項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつてはその者の基本報酬の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とし、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつては第五条第二項に規定する額とする。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用学校職員の報酬等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第二条第一項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分



に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額（条例第二条第四号に規定する会計年度任用学校職員については、その者の受ける報酬の月額）

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合にあつては、特定期間において受けていた報酬の月額）

3 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

四 特定期間に時間額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

五 特定期間に時間額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものと

別表第1（第2条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	397,447円	320,354円	361,999円	284,601円	359,662円	282,672円	416,644円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

別表第2（第2条関係）

調整率表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師	
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校			
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状		
調整率	任期6月以上	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.3
	任期6月未満	1.2	1.4	1.1	1.2	1.2	1.2	1.6

備考 別表第1の備考第1号から第3号までの規定は、この表の場合について準用する。

とした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

別表第3（第2条関係）

報酬の調整額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別 非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び 義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬の調整額	6,300円	4,600円	5,500円	4,000円	5,500円	4,000円	6,900円

備考 別表第1の備考第1号から第3号までの規定は、この表の場合について準用する。

## 規 則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二三

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七）の一部を次のように改正する。

第四条中「給料月額」の下に「（条別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額をいう。」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二四

給料の調整額に関する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条第二項中「（その額が給料月額」の下に「（条例別表第一の備考2、別表第二の備考2又は別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定を適用しない額をいう。以下同じ。）」を加え、同条の条名を削り、同条第一項に項番号を付する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間市大字新光二一六
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

朝霞蕨線	路線名
朝霞市大字上内間木字西通七〇四番二地先から同市大字上内間木字古川一〇四九番九地先まで	供用開始の区間
令和二年一月二十八日	供用開始の期日
平成二十四年六月八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一五三・七八メートル	備考



## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本田小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>瀬一五九七番一地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字高谷字 片瀬一六〇五番一地先か ら同郡同町大字高谷字片</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・〇一〇三九・〇五</p>	<p>一九・二〇〇三四・五九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一四・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築工事</p>		<p>備考</p>

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等案件名及び数量  
019庄委第7-1-2号庄和浄水場排水処理施設運転管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県庄和浄水場総務部総務担当 埼玉県春日部市新宿新田100番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
月島機械株式会社 東京都中央区晴海3丁目5番1号
- 5 落札金額（税込）  
84,700,000円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年11月8日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等案件名及び数量  
019行委第7-1-2号行田浄水場排水処理施設運転管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県行田浄水場総務部総務担当 埼玉県行田市小針1632番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
月島機械株式会社 東京都中央区晴海3丁目5番1号
- 5 落札金額（税込）  
83,160,000円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年11月8日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等案件名及び数量  
019新委第7-1号新三郷浄水場排水処理施設運転管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当 埼玉県三郷市南蓮沼1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
メタウォーターサービス株式会社 東京都千代田区神田須田町1丁目25番地
- 5 落札金額（税込）  
80,300,000円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年11月8日



# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等案件名及び数量  
019大委第2-2号大久保浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県大久保浄水場総務部総務担当 埼玉県さいたま市桜区宿 618
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
メタウォーター株式会社 東京都千代田区神田須田町1丁目25番地
- 5 契約金額（税込）  
49,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等案件名及び数量  
019行委第2-4-1号行田浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県行田浄水場総務部総務担当 埼玉県行田市小針1632番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
- 5 契約金額（税込）  
40,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等案件名及び数量  
019新委第2-4-1号新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当 埼玉県三郷市南蓮沼1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年1月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社正興電機製作所 福岡県福岡市博多区東光2丁目7番25号
- 5 契約金額（税込）  
39,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等案件名及び数量  
019管委第5号水総合管理システム運用保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水運用・省エネ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
- 5 契約金額（税込）  
70,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当



# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 10,147 トン

（月間最大予定数量 2,177 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、営業区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱

に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

令和2年3月4日（水）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和2年3月16日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

令和 2 年 2 月 14 日（金）午後 5 時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 2 年 2 月 21 日（金）午後 5 時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和 2 年 3 月 17 日（火）午前 9 時から令和 2 年 3 月 27 日（金）午後 5 時

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。  
なお、書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和 2 年 3 月 30 日（月）午前 10 時 00 分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当

する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和2年3月4日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき

又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 10,147 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2020 to September 30, 2020

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 643 トン

（月間最大予定数量 122 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県行田浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 30 年埼玉県告示第 857 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

## 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和2年3月4日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和2年3月16日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

令和2年2月14日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年2月21日（金）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

令和2年3月17日(火)午前9時から令和2年3月27日(金)午後5時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスによること(持参不可)。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

令和2年3月30日(月)午前10時30分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、

財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 2 年 3 月 4 日（水）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき又

は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 2 water filtration plants, total of 643 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2020 to September 30, 2020

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,593 トン

（月間最大予定数量 340 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

### (4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

令和2年3月4日（水）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和2年3月16日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

令和2年2月14日（金）午後5時（必着）

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年2月21日（金）午後5時までに、入札情報



公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

令和2年3月17日（火）午前9時から令和2年3月27日（金）午後5時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5(3)に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。  
なお、書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスによること（持参不可）。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

令和2年3月30日（月）午前11時00分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約

保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和2年3月4日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。
- (11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:  
Sodium Hypochlorite, 3 water filtration plants, total of 1,593 tons
- (2) Delivery destinations:  
Showa, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants
- (3) Delivery period: From April 1, 2020 to September 30, 2020  
(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)
- (4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:  
By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020  
(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020)
- (5) Deadline for bids:  
By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020  
(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020)
- (6) Note:  
All procedures will be conducted in Japanese only.
- (7) Other Information  
Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).
- (8) Contact information:  
Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 522 トン  
（月間最大予定数量 174 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

令和2年3月4日（水）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和2年3月16日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

令和2年2月14日（金）午後5時（必着）

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年2月21日（金）午後5時までに、入札情報

公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

令和2年3月17日(火)午前9時から令和2年3月27日(金)午後5時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。  
なお、書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスによること(持参不可)。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

令和2年3月30日(月)午前9時00分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契

約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 2 年 3 月 4 日（水）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。



(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 522 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2020 to September 30, 2020

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭）	890 トン
（月間最大予定数量	257 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 30 年埼玉県告示第 857 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

## 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和2年3月4日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和2年3月16日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

令和2年2月14日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年2月21日（金）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

令和2年3月17日(火)午前9時から令和2年3月27日(金)午後5時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。  
なお、書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスによること(持参不可)。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

令和2年3月30日(月)午前9時30分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財

務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 2 年 3 月 4 日（水）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき又

は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 890 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2020 to September 30, 2020

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年一月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用濃硫酸 1,946 トン

（月間最大予定数量 301 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：硫酸」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

令和2年3月4日（水）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便、簡易書留又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和2年3月16日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

令和2年2月14日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年2月21日(金)午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和2年3月17日(火)午前9時から令和2年3月27日(金)午後5時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。なお、書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和2年3月30日(月)午前11時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和2年3月4日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:  
Sulfuric Acid, 5 water filtration plants, total of 1,946 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2020 to March 31, 2021

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 4, 2020)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020

(Bidding by registered mail must be received by 17:00[+0900(JST)] on March 27, 2020)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

1 購入等件名及び数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか 18 施設で使用する電気  
予定契約電力 2,890 キロワット 予定使用電力量 10,210,120 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 1 月 15 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 F - P o w e r 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号

5 落札金額

158,500,272 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年 11 月 15 日